

平成 15 年 (ワ) 第 21846 号 損害賠償等請求事件・

原告 佐藤瀧三郎 外 1 名

被告 社会福祉法人 東京都社会福祉事業団 外 1 名

準備書面 (1)

平成 16 年 2 月 12 日

東京地方裁判所民事第 14 都合議ろ B 係 御中

被告 エイアイユーインシュアランスカンパニー

訴訟代理人 弁護士 服部 邦彦

同 花崎 浜子

第 1 本件 傷害 保険について

1 本件保険契約は、東京都知的障害者育成会総合補償制度として、知的障害者を被保険者とするを前提に、賠償責任特約、治療費用保険金支払特約、天災危険担保特約を付帯して締結される普通傷害保険であり、知的障害者が所属する育成会や作業所、生活寮その他の施設ごとに、団体契約で締結されるものである。

七生福祉園の場合は、「七生福祉園保護者会（成人）」が団体契約の契約者であって、同園に入所している知的障害者の保護者らが加入者となる形態をとっている。当該団体契約は、毎年 4 月 1 日の一定時刻から翌年の 4 月 1 日午後 1 時までの 1 年間を保険期間とし、これに加入する場合の現在の保険料は、年 1 回払い 1 万円である（甲第 8 号証）。

七生福祉園を担当する被告エイアイユーインシュアランスカンパニー

(以下「被告A I U」という)の代理店は、同園にて定期的に(月1回程度)開催されている保護者会のうち、毎年1月頃に開催される保護者会にあわせて同園に赴き、上記補償制度に関するパンフレット(丙第2号証)の1、なおこのパンフレットは、レイアウト等につき数年毎に若干の改訂があるが、基本的な内容は殆ど同様である)を配布して、出席している保護者に対して、その年の4月から保険期間が始まる契約への加入を勧めることを恒例としていた。また、同様の保険契約は他の損害保険会社も取り扱っており、他の保険会社代理店が保護者会にて説明をすることもあった。

このように被告A I U側では、原則として毎年1回、七生福祉園にて上記補償制度の紹介を行っているが、数十名程度の保護者に対して概要を説明するものであり、保護者側から特に個別の問合せ等がなされる場合を除いて、個別の説明は行っていない。また、その説明内容は、概ね上記パンフレット記載の内容どおりである。

上記補償制度による本件保険契約は、知的障害者を被保険者とするものではあるが、(この制度にて加入申込をすれば、被保険者が知的障害であることを理由に保険会社に引受を拒否されることはない)、これに適用される約款は、傷害保険普通保険約款(丙第1号証)であり、その保障内容は、基本的に健康者を被保険者とする場合と何ら変わりはない。

この点原告らは、「本人の持っている障害の特性に『起因』して発生した事故に関しては、必要な支援があれば結果回避できた場合であっても、その『外来性』が否定されてしまうのであれば、実質的には障害者はほとんど傷害保険契約を結ぶ意味がない。」(原告ら準備書面(1)6頁)と主張するが、全く的外れな主張である。これは、たとえば障害者が交通事故に遭ってしまった場合や、転倒して骨折をしてしまった場合等を考えればすぐに分かるであろう。

2 また、当該保険は、保険期間1年間の契約であるが、いったん加入し

た加入者については、毎年2月初旬頃に、契約更新を前提として、来る4月1日からの新契約の保険料につき口座振替（自動引落）を行う旨の案内通知を発送し、これに対して特に脱退希望の申出がない限り、2月末頃に保険料の口座引落手続を行って、毎年、契約が更新されている。

3 亡佐藤進氏（以下「進氏」という）を被保険者とする保険契約について

進氏については、おそらく進氏が約18年前に七生福祉園に入所後、かなり早い段階で上記団体契約に加入したものと認められ、被告A I Uにおいて、過去の資料を調査したが、新規加入時の関連書類は発見できなかった（被告A I Uにおける保険契約申込書等の書類保管期間は7年間である）。よって、実際に原告佐藤瀧三郎が本件障害保険の当初契約に加入した時期、またその際に同原告が七生福祉園側に提出した加入依頼書など、当時の詳細は現在では不明と言わざるを得ないが、おそらく、前記と同様の、保護者会における被告A I U代理店の説明を受けていたものと思われる。また、その後においても、原告らが、例年1月頃の保護者会に出席していた場合には、上記と同様の説明を聞いていたものと思われる。

第2 傷害保険における外来性の要件について

- 1 本件普通傷害保険は、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡したときに死亡保険金が支払われるものであり（傷害保険普通保険約款第1条、第5条1項）、上記の保険事故に関する立証責任が、保険金請求者側にあることについては、既に答弁書において主張したとおりである。

そして、本件について言えば、進氏は、死体検案の結果、てんかん時の意識障害を原因として溺水を吸引し死亡したとされ、死因の種類は「病死及び自然死」と分類されている（甲第2号証）。よって、その死亡は、

がいらいせい ようけん み じこ がいらいせい じこ げんいん もっぱ ひ ほけん
外 来 性 の 要 件 を 充 た さ ず (事 故 の 外 来 性 と は 、 事 故 の 原 因 が 専 ら 被 保 険
しゃ しんたい がいぶ すすむ し しんたい ないぶ きいん
者 の 身 体 の 外 部 に あ る こ と を い う) 、 進 氏 の 身 体 の 内 部 に 起 因 す る も の
であるから、原告らには本件保険金請求権は発生しない。

2 この点原告らは、「少なくとも『直接死因』という意味においては、
あき ないいんせい がいらいせい しゅちょう
明らかに内因性ではなく外来性のものである」と主張する。

しかし、入浴中に浴槽内で溺死することは通常では考えられないの
であるから、転倒して頭部を強打する等の事情がない限りは（本件では、
すすむ し しんたい だぼくとう がいしょう いっさい てんとう じじつ みと
進 氏 の 身 体 に は 打 撲 等 の 外 傷 が 一 切 な く 、 転 倒 の 事 実 は 認 め ら れ な い) 、
なん ないいんしっかん びょうてきょういん いしき しょうしつ がん
何らかの内因疾患（病的要因）によって意識を消失したことにより、顔
めん みずちゅう ぼつ できすい きどう みず はい しょう
面が水中に没し、これによって溺水（気道に水が入ること）が生じたも
のと推測するのが医学的にも常識となっている。進氏を検査した医師は
この点をよく理解し、過去にてんかんの診断を受けている進氏が、溺水
きゅういん しぼう いた げんいん じ いしきしょうがい しん びょう
吸引して死亡するに至った原因をてんかん時の意識障害とし、死因を病
死と判断したのであり、これは極めて妥当な判断である。

そして、浴室内で身体の内因に起因する疾患によって意識を失って溺
すい しぼう じあん かん しっかん きいん しぼう
水し、これにより死亡した事案に関しては、疾患に起因する死亡である
から、外来の事故による障害の直接の結果として死亡したものというこ
とはできないとして、しょうがいほけんきんせいきゅう みと はんれいじょう おおぜい し
傷害保険金請求を認めないのが判例上も大勢を占
めている（福岡高裁平成8年4月26日判決・判例時報1577号12
ページなど）。

原告らは、進氏が入浴中に溺水した原因について、てんかん時の意識
しょうがい げんいん しゅちょう かのうせい げんこく しゅちょう がん
障害が原因ではないと主張し、「可能性としては、原告の主張する『眼
きゅうじょうてん ふくさよう よくそう はい しょう
球上転』がレボトミンの副作用として、浴槽に入っているときに生じ、
すすむ し くず うご しず
進氏はそのためにバランスを崩し、あるいは動けなくなつてのぼせて沈
むなどして、結局、溺水吸引して死亡した、という可能性が高い（上
きげんこくじゅんびしょめん ページ げんみつ なに げんいん すすむ し できし
記原告準備書面7頁）とか、「厳密には何が原因で進氏は溺死したのか、
わからない、とも把握されうる」（同上）等と主張するが、仮に、進氏

の溺水の原因が、服用薬レボトミンの副作用として生じた眼球上転であったのだとすれば、それはそもそも、身体の内なる作用に起因するものであるから、外来性の要件を満たさないし、溺水を生じた原因が不明であれば、外来性の主張立証ができないことを意味する。よって、いずれにしても、原告らには本件保険金請求権は発生しない。

なお、レボトミンの副作用によるという原告らの上記主張について付言すれば、仮に、進氏が入浴中に眼球上転したことにより、多少バランスを崩すことがあったとしても、そのことによって、浅い浴槽内で死亡に至るほどの溺水を惹き起こすとは到底考え難いし、浴槽内で動かずにじっとしていたのであれば、通常の入浴可能な水温の湯の中で、のぼせて沈み溺水するということもまた考え難い。

- 3 さらに、原告らは、本件は必要・適切な援助行為（支援）がなかったために起きた溺水事故であり、そのような「不作為」による虐待が原因となった「外因性」の事故であると主張する、

そして、原告らは、例えば、両足に障害があつて普段は車椅子で移動しているXさんが、外出先でガードレールに寄りかかって待っていると、通行人とちょっと接触した拍子に転倒してしまつて負傷した場合に外来性が認められることをとりあげ、障害の存在が起因して事故が発生したとしても（障害がなければ事故が発生しなかったとしても）なされるべき必要・適切な援助が存在すれば、事故発生を回避できた場合であれば、外来性の要件は否定されないものと解されるとし、本件も同質であると主張する。

しかしながら、これは全く的外れな主張である。そもそも、上記事例の事故に外来性が認められるのは、Xさんの障害の有無とは全く関係がない。通行人と接触した拍子に転倒して傷書を負った場合は、その状態自体に急激性・偶然性・外来性が認められ、その直接の結果としてXさんの傷害が生じたものであるから、保険金が支払われるのであって、

ひ ほけんしゃ ばあい けんじょうしゃ ばあい なん ほんだん こと
被保険者がXさんの場合と 健常 者の場合とで、 何ら 判断 に異なる ところ
はない。

いっぽう ほんけん ばあい ちてき きのう しょうがい すすむし しょうがい ないよう もんだい
一方、 本件 の場合も、 知的機能 の 障害 という 進 氏の 障害 の 内容 が問題
なのではなく、 身体 の内部からの作用により意識 障害 を来して 溺水 吸引
という 傷害 を 生 じたという事故態様が問題 となっているのであるから、
やはり、 保険事故の 三要件 に 該当 するか否かの 判断 に、 進 氏が知的 障害
者であるという事情を考慮する必要はない と言うべきである。

すすむし ななお ふくしえん にゅうしょ いらい やく ねんかん わた とく
しかも、 進 氏は、 七生福祉園 に 入所 して以来、 約 18 年間に亘り、 特
に同園の 職員 の 介助 を受けることなく一人で自由に 入浴 するという日
じょうせいかつ おく ほんけん はっせい どうじ しょくいん えんじょ こうい いっしょ
常 生活を送っていたのであり、 本件 発生 当時に 職員 らの 援助行為（一緒
にゅうよく また ふんていど みまわ また ふんていど こえ
に 入浴 する、 又は 10 分程度おきに見回る、 又は 10 分程度おきに 声か
けをする）がなくとも、それがまさに 進 氏の 日常 であったのであるから、
じょうき ふさくい ほんけん ほけん きんせい きゅうけん うむ ほんだん えいきょう あた よち
上記不作為が、 本件 保険金 請求 権の有無の 判断 に 影響 を与える余地はな
い と言うべきであり、 本件 を 外因 性の（不作為による） 介助事故の
ほんちゅう そく かい げんこく しゅちょう どうてい みと
範疇 に属するものと解すべきであるとする 原告 らの 主張 は 到底 認められな
い。

いじょう
4 以上 のとおりであるから、 本件 には 外 来 性 が認められず、 原告 らには
ほけん きんせい きゅうけん みと
保険金 請求 権 は認められない。

いじょう
以上